

2011年07月22日

【新規格付】

東日本高速道路

第13回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）：
A A A

格付投資情報センター(R&I)は上記の格付を公表しました。

【格付理由】

日本道路公団など道路4公団の民営化に伴い、日本高速道路保有・債務返済機構と同時に発足した特殊会社。東北自動車道など関東、東北、北海道の幅広い地域をカバーする路線網を持つ。道路休憩所で各種サービスを提供するSA・PA事業を中心に関連事業も手掛けている。

高速道路建設にかかる借入金や社債は当初は同社の負債だが、機構に高速道路資産が帰属する際に、原則として弁済期日到来順に機構により重畳的に債務引受される。機構が債務を引き受けるスキームの確実性が高く、また高速道路の重要性から鑑みて、道路建設に支障を来たすような事態が起きても、当該社債は機構（間接的には国）によって保護される可能性が極めて高い。このため、当該社債の元利払いの確実性は債務引受前であっても機構の信用力（発行体格付=AAA）に帰着すると判断、機構と同格にしている。

東日本大震災で営業エリアである東北地方は甚大な被害を受けたものの、料金収入が機構との間で締結されている協定上の計画料金収入を1%以上下回った場合は、機構に支払う高速道路資産の貸付料が減額されるので、損益が大きく悪化する懸念は小さい。とはいえ、機構を含めた高速道路債務全体の返済という観点から言えば、貸付料の減少はネガティブな要素である。

今後も高速道路政策の動向を慎重に見守っていくが、東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響もあり、高速道路政策の着地点が見えにくくなっている。休日の料金の上限を1000円（普通車）とする割引は廃止になり、平日の料金の上限を2000円（普通車）とする新たな料金割引も導入しないこととなった。無料化社会実験も一時凍結された。こうした料金制度の見直しが交通量や収入にどのような影響を与えるかという点に留意していく。

関連事業では、道路休憩所事業、駐車場事業などを行っている。関連事業にかかる資金は自己資金を充当する予定で、高速道路事業に悪影響を及ぼすリスクは限定的である。ただし、債務を背負うような形で関連事業の投資を行って、そのリスクが想定以上に高まった場合、債務の性格から判断して、機構や他の高速道路会社も含めて、格付にネガティブな影響を及ぼす可能性がある。2011年2月には、他の高速道路会社と共同で海外事業新会社設立準備室を設置した。海外事業はSA・PAなどに比べてもリスクが大きいため、事業内容や投資規模などを踏まえ、格付への影響を慎重に見極めていく。

【格付対象】

発行者：東日本高速道路

名称	第13回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行額	200億円
発行日	2011年07月28日
償還日	2014年06月20日
表面利率	0.318%
格付	AAA（新規）
社債管理者	みずほコーポレート銀行
担保・保証	一般担保
備考	債務引受の予定先 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

信用格付に関わる事項

信用格付業者 登録番号	株式会社格付投資情報センター 金融庁長官（格付）第6号 直近一年以内に講じられた監督上の措置は、ありません。
主任格付アナリスト	吉田 真
信用格付の付与について 代表して責任を有する者	神林 尚

信用格付を付与した日	2011年07月22日
主要な格付方法	政府系機関等の格付の考え方 [2010. 07. 01]

上記格付方法は、格付を行うにあたり考慮した他の格付方法とともに以下のウェブサイトに掲載しています。

<http://www.r-i.co.jp/jpn/cfp/about/methodology/index.html>

評価の前提は、以下のウェブサイトの格付付与方針に掲載しています。

<http://www.r-i.co.jp/jpn/ratingpolicy/RatingDeterminationPolicies.pdf>

格付符号とその定義は、以下のウェブサイトに掲載しています。

<http://www.r-i.co.jp/jpn/cfp/about/definition/index.html>

格付関係者	日本高速道路保有・債務返済機構 東日本高速道路
-------	----------------------------

注 格付関係者は、金融商品取引業等に関する内閣府令第三百七条に基づいて、R&Iが判断したものです。

利用した主要な情報 品質確保のための措置	決算書類、個別債務に関する情報 公認会計士の監査済みである、またはそれに準じた信頼性が確保されている決算書類であること。一般に開示された、またはそれに準じた信頼性が確保されている情報であること。
情報提供者	格付関係者

信用格付の前提、意義及び限界

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがあります。